

松江市販路開拓補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市販路開拓補助金交付要綱については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「展示会」とは、国内で開催される物品の販売を主目的としない展示会又は見本市であって、官公庁等公的機関が主催、共催又は後援しているものをいう。

(助成の対象等)

第3条 補助金の名称、補助交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助対象者の範囲、補助の制限及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市販路開拓補助金
補助金交付の目的	市内の意欲ある中小企業が自社製品や自社の技術力を紹介するために島根県外で開催される展示会に出展する場合に必要な費用の一部を補助し支援することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。
交付の対象である事業の内容	市内企業が自社製品や自社技術の販路拡大につなげるため、県外で開催される展示会に出展する事業
補助対象経費	補助対象経費は次に掲げるものとする。ただし、他の補助金の対象となる場合は、その補助額を除いた額を対象とする。

	<p>(1) 小間料及び会場使用料</p> <p>(2) 展示ブース装飾費</p> <p>(3) 商品・技術のPR媒体作成経費</p> <p>(4) 展示物の輸送費</p> <p>(5) 展示担当1名分の交通費</p> <p>(6) 展示会の期間に雇用するアルバイトに係る人件費</p> <p>(7) その他市長が必要と認める経費</p> <p>なお、前払いすることが申込みの条件となっている場合において、前払いした経費は、当該展示会への出展が行われた年度の対象経費とする。</p>
交付の率又は金額	交付対象経費の2分の1の額（千円未満切捨て）。ただし、100万円を上限とする。
補助対象者の範囲	松江市内に本社となる事業所を有する中小企業者。ただし、市税を滞納していない者に限る。
補助の制限	同一年度内における補助対象者に対する補助は1回とし、通算5回を限度とする。
終期	平成28年3月31日

（交付の申請）

第4条 松江市補助金等交付規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 松江市の市税納税証明書

（実績報告）

第5条 松江市補助金等交付規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添

付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日より施行する。